

五香南町会葬儀のしおり

- 1 町会員宅の葬儀については、心から哀悼の意を表し、町会としてご遺族に対してできるだけご協力することを基本方針とします。
- 2 「町会員宅の葬儀」とは、町会費を納入している町会員（世帯主および同一世帯内の同居家族）の葬儀をいいます。
- 3 親夫婦（または片親）と子ども夫婦が同居している場合は、同一世帯とみなします。ただし、それぞれが個別に町会員となることを妨げません。
- 4 町会員宅の葬儀に関する町会の対応の基準は次のとおりです。

○訃報の掲示

- ①訃報を町会掲示板に掲示するかしないか、掲示する場合のエリアをどうするか（町内全域か居住する丁目だけか）は、物故者のご遺族のご意向によります。
- ②掲示する物故者の範囲は、世帯主および同居家族とします。
ただし、物故者が町会員の親または子どもで他地域に居住していた場合でも、喪主が町会員で、葬儀が松戸市内または近郊で行われる場合は、ご希望により掲示します。

○お香典

町会としてのお香典は、5,000 円を差上げます。（物故者が世帯主か同居家族かでの区別はありません。）

なお、同居している親と子ども夫婦がそれぞれに町会員となっている場合、二重にお香典を差上げることとはしておりません。

○弔問、葬儀への参列

弔問、葬儀への参列は、当該丁目を担当する会長または副会長が行います。